### 在宅要介護者受入支援事業 実施要領

2021年1月4日制定 2021年4月1日改定

### 第1条(目的)

在宅の要介護高齢者を介護する家族等が新型コロナウイルス感染症に感染し、 入院等が必要となった場合、在宅生活の継続が困難な要介護高齢者に対し、緊急 一時的に利用できる受入医療機関を確保するまたは居宅サービス提供可能な事 業所を確保することにより、介護者が不在の間、要介護高齢者の生活の安定を図 るとともに、感染した介護者が安心して療養に専念できる環境を整備する。

### 第2条 (定義)

本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護高齢者 概ね65歳以上で、介護を必要とする者をいう。
- (2) 介護者 在宅の要介護高齢者を主として日常的に介護する家族等をいう。

### 第3条(事業内容)

要介護高齢者の状況に応じて、下記のいずれか又は両方を実施する。

- (1) 医療機関での受入
  - ① 自宅から受入医療機関までの搬送
  - ② 受入医療機関での入院環境の整備及び受入(原則、14日以内)
- (2) 居宅サービスの提供

在宅での生活を支えるため、訪問介護事業所や訪問看護事業所等が感染対策を講じたうえで要介護高齢者の自宅等に訪問し、サービスを提供する。(原則、14日以内)

### 第4条(対象者)

要介護高齢者のうち(1)または(2)の条件を満たす者とする。

- (1) a) からd) を全て満たす者
  - a) 介護者が新型コロナウイルス感染症に感染している。
  - b)要介護高齢者がPCR検査等を実施した結果、陰性である。 または、要介護高齢者がPCR検査等を受ける予定であるか、PCR検 査等を実施し、検査結果待ちである。

- c)介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことから、要介護高齢者 が利用していた介護サービスを継続することができなくなった。又は、 利用している介護サービスがない。
- d)新型コロナウイルス感染症に感染した介護者の他に、要介護高齢者の介護を行う親族等がおらず、医療や介護サービスを活用しなければ生活を 継続することができない。
- (2)(1)の他、要介護高齢者がおかれた状況に鑑みて、当事業を利用しなければ、要介護高齢者本人の生活を維持することが困難であると、市長が認めた者

### 第5条(事業の実施手順・役割分担)

本事業の実施手順及び役割分担は以下のとおりとする。

(1) 居宅介護支援事業所又は高齢者支援センターからの情報提供

当事業の対象となる要介護高齢者を把握した居宅介護支援事業所又は高齢者支援センター(以下「支援機関」という。)は、受入調整機関に対し、当事業の利用を希望する旨を申し出るとともに、当該要介護高齢者の情報を提供する。

#### (2) 事業内容の決定

受入調整機関と支援機関は、要介護高齢者に係る情報をもとに、要介護高齢者の介護者や親族、その他関係者と協議し、第3条に規定するもののうち、 実施する事業内容を決定する。

#### (3) 医療機関での受入

上記(2)の協議の結果、医療機関での受入を行う場合の手順は以下のとおりとする。

① 受入調整機関から受入医療機関への連絡・調整、受入の決定 受入調整機関は、情報提供の内容をもとに、受入医療機関と調整を行い、入 院の可否を確認する。

入院が可能な場合は、受入調整機関と受入医療機関とで入院日や搬送手段、 入院期間等必要な事項について協議し、受入調整機関において別紙1「在宅 要介護者受入確認書」(以下、「確認書」という。)を作成する。

作成した確認書は、受入調整機関から、前項の情報を提供した支援機関と受 入医療機関及び市に送付する。

### ② 要介護高齢者及び介護者等への連絡・情報共有

確認書の送付を受けた支援機関は、要介護高齢者及び介護者等に入院の日時を連絡し、入院に向けて必要な準備を支援する。

また、受入医療機関は要介護高齢者の主治医から直接医療情報の提供を受ける。

### ③ 要介護高齢者の搬送

市又は受入医療機関は、確認書の内容に基づき、病院救急車や介護タクシー等を利用し、要介護高齢者を自宅から病院まで搬送する。

# ④ 要介護高齢者の受入

受入医療機関は、確認書の内容に基づき、要介護高齢者の受入を行う。また、必要に応じて新型コロナウイルス感染症に対応した受入環境を整備する。

### ⑤ 退院の連絡

要介護高齢者が退院した際、受入医療機関は、速やかにその旨を受入調整機関に連絡する。

#### (4) 居宅サービスの提供

(2)の協議の結果、居宅サービスの提供を行う場合の手順は以下のとおりとする。

### ① 訪問事業者の調整・決定

受入調整機関は訪問による医療・介護サービスの提供が可能な事業所(以下 「訪問事業者」という。)を調整し、決定する。

訪問事業者が決定した後、受入調整機関において別紙2「在宅要介護者受入確認書(居宅)」(以下、「確認書(居宅)」という。)を作成する。

作成した確認書(居宅)は、受入調整機関から、支援機関と訪問事業者及び 市に送付する。

#### ② サービスの調整

確認書(居宅)の送付を受けた支援機関と訪問事業者は、要介護高齢者の在 宅生活に必要なサービスの調整を行う。

支援機関は、調整したサービスの内容に応じて、訪問看護に係る指示書の手配やケアプランの変更等必要な手続きを行う。

#### ③ サービス提供

訪問事業者は確認書(居宅)及びケアプランに基づき、要介護高齢者にサービスを提供する。

# ④ サービス提供終了の連絡

確認書(居宅)であらかじめ定めたサービス提供期間が終了した際、支援機関は速やかにその旨を受入調整機関に連絡する。

### 第6条(業務の委託)

市は、当事業における受入調整機関、受入医療機関及び訪問事業者等の業務を以下の者に委託して実施するものとする。

### (1) 受入調整機関

受入調整機関の業務は、医療と介護の連携支援センターに委託する。

委託業務は、在宅医療・介護連携推進事業の一環として、「在宅医療・介護連 携機能強化型地域包括支援センター運営事業委託契約」による。

# (2) 受入医療機関

受入医療機関の業務は、市内で地域包括ケア病床を有する医療機関(多摩丘陵病院、町田病院、鶴川記念病院、南町田病院)に委託する。

なお、対象者の居住地に応じて、表1のとおり担当する医療機関を定める。状況により、対象者の居住地を担当する医療機関で受入が困難な場合や、担当エリア外の医療機関で受入を行うことが適当であると認める場合は、担当エリアに限らず、委託するものとする。

### <表1>

医療機関名	対象者の居住地	
多摩丘陵病院	相原町・小山町・小山ヶ丘・上小山田町・下小山田町・忠生・	
	小山田桜台・矢部町・常盤町・根岸町・根岸・図師町	
町田病院	山崎町・山崎・木曽町・木曽西・木曽東・原町田・中町・森野・	
	旭町・本町田・藤の台・南大谷・玉川学園・東玉川学園	
鶴川記念病院	小野路町・野津田町・金井・金井町・金井ヶ丘・大蔵町・薬師	
	台・能ヶ谷・広袴町・広袴・真光寺町・真光寺・鶴川・三輪町・	
	三輪緑山	

南町日	日病	院
-----	----	---

鶴間・南町田・小川・つくし野・南つくし野・金森・金森東・ 南成瀬・成瀬が丘・成瀬・ 西成瀬・高ヶ坂・成瀬台

### (3) 訪問事業者

訪問事業者の業務は、介護保険又は医療保険の居宅サービスを提供する事業者のうち、第4条に定める対象者に対し、新規でサービスを提供できる者に委託するものとする。

### (4) 介護タクシー

第3条(1)の①に定める対象者の搬送にあたり、介護タクシーを利用する 必要がある場合は、第4条に定める対象者に対し、適切な感染症対策を行った うえでサービスを提供できる介護タクシー事業者に委託して実施するものと する。

### 第7条(費用負担)

(1) 医療機関での受入により当事業を利用する者は、保険診療に係る自己負担分の費用及び、食事代、リネン代、おむつ代等の自費等、通常入院した際に患者が負担すべき費用について負担する。ただし、利用者の搬送に係る費用や受入医療機関による感染予防備品の購入費・洗浄経費・増配置したスタッフの人件費、個室を利用する場合の差額ベッド代については、市が受入医療機関に対して支払う委託料に含むものとする。

また、前条(4)に定める介護タクシーの利用に係る費用については、全て、 市が当該介護タクシー事業者に対して支払う委託料に含むものとし、利用者の 負担は生じないものとする。

(2)居宅サービスの提供により当事業を利用する者は、介護保険又は医療保険の利用に係る自己負担分の費用を負担する。

ただし、居宅サービスの提供に必要な感染予防備品の購入費・洗浄費・増配置 したスタッフの人件費、スタッフが受けるPCR検査の費用、その他訪問事業者 が感染拡大防止のための体制整備を行うために係る費用については、市が訪問 事業者に対して支払う委託料に含むものとする。

### 第8条(十日祝日・夜間の対応)

受入調整機関による調整は、平日の午前8時30分から午後5時までの間を 原則とする。ただし、緊急を要する場合で、受入医療機関の対応が可能な場合に 限り、土日祝日や夜間の調整も可とする。

# 第9条(補則)

この要領に定めるもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、2021年1月1日から適用する。

附則

この要領は、2021年4月1日から適用する。